

ボランティアで踏ん張っていただいているのだろうが、今後は若い世代にも引き継いでいかないといけない。国に財政援助をするよう訴えをしていかないと制度として持続出来ないのではないか。」との問題提起がありました。

最後に被害回復制度を取組んでいくうえでの課題や問題意識について交流しました。COJからは、提訴はしていないが裁判外の申入れを4件行ってきたことが報告されました。訴訟提起に至らないのはいくつか要因があるが、勝訴しても相手方の資力が無い場合には損害金の回収が見込めず、提訴をためらうことになる。詐欺的件など悪質事業者の事案では、共通義務確認訴訟後直ちに簡易確定手続に入るのではなく、資力がないことが判明すれば手続きを止めるか、破産手続への移行が出来るようにするなどの制度改正が必要ではないか、との提起がありました。

なくす会では、過去の差止事案を被害回復制度でできるかどうか検討したが難しいのが実情である。早期に訴訟提起し、消費者の皆さんにこの制度を知ってもらうことが重要であると認

識している、とのことです。

KC'sからは、イソフラボンの事例をもとに、被害回復を実質的に実現するためには、訴訟提起前の段階での申入れ・要請活動を行うことも被害回復には有効であること、この制度は、団体が勝訴しても債権確定手続等の費用負担を団体としていることや、損害の範囲が極めて限定されている等について法改正を求めることが必要であると報告されました。

今井純子さんから「なかなか訴訟に至らない事情があることも分かったが、やはり裁判を起こして国民の皆さんにアピールする必要があると思う。そうすることにより改善も図られるのではないかと。事業者にもこの制度を今後広めていく必要があります。」とのまとめがありました。

最後に、なくす会の池本理事長から「消費者団体訴訟制度の社会的価値を改めて認識した。先輩の2団体の話を聞いて、「この1年間頑張ってきて来年の総会で成果を報告しよう」との思いを強くした」と挨拶がありました。

差止裁判・申入れ活動について

(1) 家賃債務保証会社のフォーシーズ株式会社に対する差止訴訟の第10回裁判が行われました。

家賃債務保証会社のフォーシーズ株式会社に対して、消費者契約法に違反すると考えられる同社の保証契約条項の一部使用停止を求め、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第10回期日(裁判)が、6月25日(月)に行われました。

なお、次回の裁判(期日)は、2018年7月20日(金)11時00分～12時00分となりました。



(2) 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「要請書(その6)」を2018年5月21日付で送付しました。

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体で独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して要請活動を行っています。

当団体の要請に対し、同機構より、2018年3月5日付にて「要請書その5に対する回答について」を受領していますが、回答の内容について、契約者の権利擁護と無用トラブル回避ため、再検討を要請するものです。



(3) ケーブルテレビ及び光回線事業者の株式会社ジェイコムウエストから、要請に対する回答が届きました。

メンテナンスの機会を利用した同社の勧誘行為は、消費者への不意打ち性が存在し、消費者の自由な意思決定に基づく意思表示が阻害されているものと認められ、不当な勧誘行為に該当するものと考えられるため、2018年4月27日付「要請書」を送付していました。

同社から、2018年5月31日付「ご回答書」を受領しました。



「KC's紹介パンフレット」を改定しました。ご利用ください。

「特定適格消費者団体」の認定を受け、KC'sの活動内容に、これまで取組んできた「差止請求」とあわせて、「被害回復」についての説明や、写真で見るKC'sの歩みなどを追加した新しい「KC's紹介パンフレット」を作成し、2017年10月2日より発行しています。必要な方は事務局までお問い合わせ下さい。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定:適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

No.73
2018.7.13

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

2018年度KC's通常総会・記念シンポジウムを開催しました。



6月23日(土)大阪府社会福祉会館4階401会議室にて2018年度消費者支援機構関西(KC's)の通常総会と記念シンポジウムを開催し、85名の参加を頂きました。司会を浅田奈津子KC's理事が務めました。冒頭、榎彰徳理事長から開会の挨拶がありました。特に、「特定適格消費者団体」として被害回復活動に取り組んだ初めての年であったこと、一方で、「適格消費者団体」としての差止請求活動でも訴訟を進めていることなどが述べられました。

●2018年度通常総会



総会の議長を加藤進一郎弁護士(個人正会員)が務めました。総会議案提案は、元山鉄朗KC's事務局長より第1号議案(2017年度事業報告の件)、第2号議案(2017年度決算報告の件)、第3号議案(定款変更の件)を提案し、2018年度事業計画、2018年度活動予算を報告しました。続いて、川村哲二KC's監事から監査報告があり、藪野恒明調査実施者より消費者契約法第31条に基づく調査報告がありました。議案討議では、団体賛助会員の住友生命村井



正素さんから、KC'sが開催している双方向のコミュニケーション研究会が事業者と消費者との橋渡しとしてよい働きをしており、今後も続けて欲しいとの励ましの言葉がありました。

その後、採決に移り、全議案が可決されました。

●総会記念シンポジウム

第一部報告①「KC's消費者団体訴訟制度をどう活用してきたか～差止請求11年の歩みから振り返る」として、五條操KC's差止請求検討委員長から報告がありました。特に、KC'sの特徴として、誤解に基づく「申入れ」を避けるため、「お問い合わせ」(非公開でのやり取り)や対話を重視した対応、事例によっては面談等を実施していること、全事例で何らかの改善の成果を出していることなどが述べられました。



報告②「イソフラボン事案16社へのお問い

＜採決結果＞ 出席表決権数 109票 / 表決権総数 114票

第1号議案	2017年度事業報告の件	賛成多数で可決
第2号議案	2017年度決算報告の件	賛成多数で可決
第3号議案	定款変更の件	2/3以上の賛成で可決

合わせ・申入れ・要請活動の取組みについて～特定適格消費者団体としての1年間を振り返る」として、島川勝KC's被害回復検討委員長から報告がありました。特定適格消費者団体が行う被害回復裁判手続の説明やイソフラボン事案を取り扱うようになった経緯について説明がありました。



第二部のグループワークは、二之宮義人KC's常任理事がコーディネーターを務め、報告①、②を受けて、イソフラボン事案の「申入れ」「要請」活動の過程で発生した事業者や業界からの反応について、業界新聞の掲載記事を題材に考えました。

グループワーク①では、「事業者・業界からの反応をどのように考えるか？」をテーマに事業者・業界の反応からなぜ、そのような反応をしたのかを探りました。

グループワーク②では、「今後、KC'sが被害回復の取組みをすすめていくうえで求められる課題は？」をテーマにKC'sが新制度をよりよく活用するためには、どうしていくことが必要なのかを考えました。

参加者は、10のグループに分かれ、それぞれのグループに弁護士、司法書士、相談員、消費者、事業者のみなさんに入っていました。グループワーク①では、「特定適格消費者団体

というよく知らない団体に対し、とまどい・警戒・恐怖感を感じている」、「制度の普及・理解が進んでいない」、「何故、イソフラボンだけが言われるのか疑問」、「機能性食品という成長分野での出来事」といった思いが事業者・業界にあり、そこか



らの反応ではないかといった意見が出されました。

グループワーク②では、「知名度を上げていく必要がある」、「消費者団体や制度を業界に知ってもらう必要がある」、「行政の協力も得て、消費者団体・業界の双方を呼んだ場での制度の説明が必要」、「よい対応の事業者をしっかりと評価するなどのインセンティブが必要」、「制度の使い勝手の限界も課題にするべき」、「KC'sが裁判に訴える前にまず分かり合えることを求めている『お問い合わせ』や『双方向コミュニケーション』が重要」などの意見が出されました。



最後に、飯田秀男KC's副理事長より、閉会の挨拶がありました。

消費者契約法の一部を改正する法律案が可決成立しました。

消費者契約法の一部を改正する法律（平成30年法律第54号）が、6月8日参議院本会議で全会一致で可決成立しました。

今回の主要な改正点は次の3点です。

- ① 取り消しうる不当な勧誘行為の追加
- ② 無効となる不当な契約条項の追加
- ③ 事業者の努力義務の明示

KC'sは、消費者被害の防止・救済に資するものとして、改正法の今国会での早期成立と対象を幅広くすることなどを求めてきました。特に、願望実現への不安をあおる勧誘等への取消権付与に関しては、高齢者被害への対応に懸念があるため、「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件の削除を求めました。

5月21日には、衆議院の消費者問題に関する

特別委員会委員に次の内容を要旨とする要請書を送っています。

＜要請内容＞（要旨）

1. 今国会（第196回）での成立。
2. 次の論点について十分な審議をし、必ず実現を。
 - ① 「社会生活上の経験が乏しいこと」要件の削除。
 - ② 違約金の上限の基準となる「平均的損害」の立証責任を事業者側に転換することの検討。
 - ③ 高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘（「つけ込み型勧誘」）が行われた場合の取消権を付与する規定を設け、民法改正による成年年齢引き下げ実施までに実現すること。

KC'sも参加している「消費者契約法の改正を実現する連絡会」では、審議中の5月16日、23日、30日に例会を開催し、対応について意見交換しました。国会審議の中では、野々山宏代表が衆議院の消費者問題に関する特別委員会で5月15日に参考人として意見陳述しました。消費者契約法は、適用範囲の広い、包括的民事ルールであるので、一部の案件を対象に要件を規定するのではなく、幅広い消費者トラブルに対応できる規定にすべきだと陳述され、前消費者委員会委員長の河上正二参考人も同じ内容の意見を述べられました。

また、連絡会会員の山本健司弁護士も参議院の同特別委員会で6月4日に意見陳述し、つけ込み型勧誘を受けた消費者が若年者に限らず取消しできるようにすべきなどの意見を述べました。

結果的に「社会生活上の経験が乏しいこと」との要件は削除できなかったものの、多くの消費者団体や関係者の努力で、修正や付帯決議により一定の要請趣旨の反映ができました。

埼玉なくす会の総会でKC'sの活動報告を行いました。

埼玉消費者被害をなくす会（以下「なくす会」といいます。）は、2018年4月24日、集团的消費者被害の回復に関わることができる「特定適格消費者団体」として認定されました。6月26日開催された通常総会の終了後に、「あなたのお金、取り戻せるかも！～集团的消費者被害回復制度って何？～」をテーマにシンポジウムが開催されました。KC'sから島川勝被害回復検討委員長がパネラーとして参加しました。

シンポジウムでは、NHK解説委員今井純子さんから基調講演があり、「差止請求」は10年の歴史があるが、消費者にとって大きな力を発揮していることが紹介されました。適格団体の差止請求は、まだまだ知られていませんが、多くの消費者が恩恵を受けている制度です、と報告されました。

また、「被害回復制度」は、少額多人数で今まで泣き寝入りしていた消費者の被害回復が図られる画期的な制度であり、仮差押により財産の散逸を防ぎ、詐欺的商法にも対応できます。特定適格団体は早く一件目の訴訟を起こしてほしい。報道陣としても広く消費者に知らせたい、とのエールをいただきました。

後半は、パネルディスカッションが行われ、コーディネーターを今井純子さんとして、島川被害回復検討委員長、COJ磯辺専務理事、なくす会長田差止請求・被害回復検討委員長が意見を交換しました。

まず、各団体からの差止請求事例について報告されました。KC'sからは健康食品の優良誤認

特に参議院の附帯決議では、多くの項目が期限を切って検証・検討を行い、必要な措置を講ずることとされました。適格・特定適格消費者団体への財政支援の充実等、必要な施策を行うこと（9項）、新制度での仮差押命令申立てにおける立担保に関わる手続等の運用、行政が財産保全し、被害回復を図る制度創設の検討（10項）に言及されています。実行されるよう、引き続き注視が必要です。

この法律は、公布1年後の2019年6月15日に施行されます。なお、KC'sは、不動産賃借人に見え・保佐開始の申立てがあったときに、賃借人が賃貸借契約を解除できるとする契約条項は消費者契約法10条により無効であるとする大阪高裁平成25年10月17日付判決を勝ち取っています。今回の法改正で「無効となる不当な契約条項の追加」として「消費者の後見等を理由とする解除条項」が盛り込まれました（8条の3）。差止請求の結果、法改正まで実現した事例として紹介します。



表示と貸衣装の違約金条項の案件について報告しました。COJからはカードローンの不当条項とボタニカルシャンプーの優良誤認表示について、なくす会からは携帯電話の不当条項について報告がありました。

続いて団体の活動を進めていく上での組織上の課題についての話題になり、各団体がそれぞれ財政問題にどう取り組んでいるのか意見交換しました。COJからは主な収入は企業からの賛助会費であること、広がりを作るために事業者セミナーを開催していることが報告されました。

なくす会からは、埼玉県からの受託事業で財政基盤を作ることができたが、これから先は不安があること、KC'sからは被害回復制度を取り組むことになって寄附もあり、財政的な蓄積はそれなりにあるが、今後被害回復制度に耐えうるかとの点では課題があることが語られました。

今井純子さんからは、「現在は、この制度を作るときに中心的に頑張ってくられた専門家が